

公務災害に起因する「損害賠償リスク」に対して備えはできていますか？

地方公務員災害補償基金による補償だけでは不足する場合があります

心筋梗塞を発症して後遺障害になった職員から**過剰な残業**が原因だと訴えられた



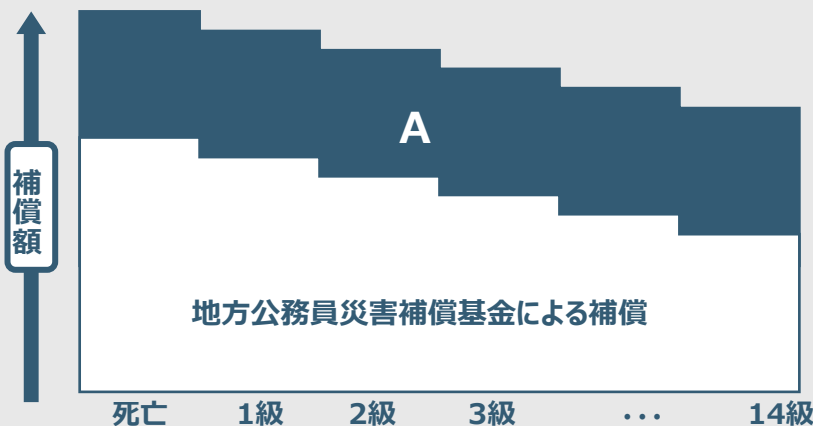
自殺した職員の遺族から職場で**パワハラ**を受けたことが原因だと訴えられた

このようなリスクに備えるための保険が**使用者賠償責任保険**です！

「使用者賠償責任保険」とは

職員が被った公務災害について、町村等が法律上の損害賠償責任を負担することによって支払うべき損害賠償金および解決のために支出する費用を補償します。

補償のイメージ



A : 賠償額

B : 争訟費用など※

※弁護士費用などが含まれます。

+

B

地方公務員災害補償基金で**不足する**、または、**補償対象とならない費用**について補償します

保険金のお支払例

【想定事故例】

脳出血で亡くなった職員の遺族が自治体を相手に訴訟提起。職員が死亡したのは長時間の過重な労働が原因とし、裁判所は自治体側に安全配慮義務違反があったとして、約8,000万円の支払を命じた。

地方公務員災害補償基金による補償が1,000万円の場合

損害賠償額
8,000万円

-

地方公務員災害補償基金による補償
1,000万円

=

7,000万円 < 1億円のため
7,000万円のお支払い

保険金お支払いの主な条件

使用者賠償責任保険のお支払いの主な条件は以下の2つです。

公務災害の認定がなされること

公務災害であることが認定され、地方公務員災害補償基金からの補償が決定される必要があります。

町村等に過失があること

発生した公務災害について、使用者である町村等に過失があり、損害賠償責任が認められた場合に、その損害賠償金等をお支払いします。

被用者（対象となる職員）の範囲

・常勤の一般職

※任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含みません。

被保険者（補償対象者）の範囲

・加入した町村等

※一部事務組合および広域連合等を含みません。

ハラスメント等に起因し精神障害が発生した場合、町村等だけでなく、当該ハラスメントの行為者である職員個人に対して、損害賠償請求がなされるケースがありますが、その場合の考え方は以下の通りです。

損害賠償請求の相手	対象となる保険
町村等	使用者賠償責任保険
職員個人	公務員賠償責任保険※

※公務員賠償責任保険ではパワハラ等に起因する事故は争訟費用のみが補償対象となります。

てん補限度額・保険料分担金率

てん補限度額		自己負担額	保険料分担金率
1名につき	1億円	なし	住民1人当たり 13円
1災害につき	1億円		

※1 上記の保険料分担金が基本の保険料分担金に追加となります。

※2 サイバー保険に加入される場合はサイバー保険の保険料分担金（4.2円）も追加となります。

地方公共団体における公務災害による賠償事例

No.	事故年	和解・賠償金額（円）	事案内容
1	2016	83,000,000	当時40代の教諭がくも膜下出血を発症し死亡したのは、過重労働が原因として遺族より訴訟提起された。
2	2019	84,000,000	当時24歳の職員が自殺したのは、長時間の時間外労働が強度の心理的負荷を生じさせたことが原因として賠償命令が下った。
3	2021	80,000,000	職員が自殺したのは上司のパワーハラスメントが原因として遺族より訴訟提起された。

※実際の事故対応については個々の状況に応じて判断いたしますので、類似の案件においてのお支払いの可否や金額等をお約束するものではありません。

このご案内は、概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

引受幹事保険会社

損害保険ジャパン株式会社

団体・公務開発部 第三課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL：050-3808-5528
【受付時間】平日：午前9時から午後5時まで

取扱代理店

株式会社千里

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32
TEL：03-5512-4750 FAX：03-3593-8158
【受付時間】平日：午前9時30分から午後5時まで